平成 29 年度からの住民税（町・県民税）税制改正のお知らせ

★給与所得控除の見直し

平成 28 年度までは給与収入額が 1,500 万円超の場合の給与所得控除額は 245 万円が上限となっていましたが、平成 29 年度は給与収入額 1,200 万円超の場合、控除額は 230 万円が上限となります。

★日本国外に居住する親族に係る扶養親族等の書類の添付義務化

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用または非課税限度額の適用を受ける場合には、「親族関係書類※１」および「送金関係書類※２」を申告書に添付または提示することが義務化されます。
※１：戸籍の附票の写しその国または地方公共団体が発行した書類及び、パスポートの写し等
※２：金融機関の書類またはその写し、クレジットカード会社の発行会社の書類またはその写し等（居住者が国外居住親族の生活費等に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの）

★上場株式等に係る配当所得等の課税方式の選択について

上場株式等に係る配当所得・譲渡所得の課税について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが明確化されました。
平成 29 年度以降は、確定申告において上場株式等に係る配当所得を総合課税として申告した場合も、住民税において申告不要制度等を選択できるようになります。

※異なる課税方式を選択する場合は、納税通知書が送達されるまでに、確定申告書とは別に町民税・県民税の申告書をご提出ください。
※申告された上場株式等に係る配当所得・譲渡所得は、扶養控除の適用や国民健康保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますので、ご注意ください。